

様式第11（第39条関係）

指 定 排 水 施 設 設 置（使 用 、 変 更 ）届 出 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
(電話番号)

埼玉県生活環境保全条例第52条第1項（第53条 第1項、第54条 第1項）の規定により、指定排水施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
指定排水施設の種類		※施設番号	
指定排水施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
指定排水施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
用水及び排水の系統	別紙5のとおり。		

- 備考 1 「指定排水施設の種類」の欄には、同条例別表第2第4号に掲げる区分及び名称を記載すること。
- 2 別紙1から別紙5までの記載に当たっては、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 ※印の欄には、記載しないこと。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙 1

指 定 排 水 施 設 の 構 造

工場又は事業場における施設番号		
名 称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
参 考 事 項		

備考 「配置」の欄には、当該指定排水施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙2

指定排水施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量(m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
参考事項					

備考「汚水等の汚染状態」の欄には、埼玉県生活環境保全条例施行規則第27条各号に掲げる物質及び同規則第28条各号に掲げる項目のうち、当該指定排水施設が設置されている工場又は事業場から排出される排出水の汚染状態に係る規制基準において定められた物質の種類又は項目について記載すること。

別紙3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における 施 設 番 号									
処 理 施 設 の 設 置 場 所									
設 置 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
種 類 及 び 型 式									
構 造									
主 要 寸 法									
能 力									
処 理 の 方 式									
処 理 の 系 統									
集 水 及 び 導 水 の 方 法									
使 用 時 間 間 隔									
1 日 当 た り の 使 用 時 間									
使 用 の 季 節 変 動									
消 耗 資 材 の 1 日 当 た り の 用 途 別 使 用 量									
染汚水 状等 の 態汚	種 類 ・ 項 目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m ³ / 日)								
残さの種類、月間の種類別生 成 量 及 び 処 理 方 法									
排 出 水 の 排 出 方 法									
参 考 事 項									

- 備考 1 「汚水等の汚染状態」の欄には、埼玉県生活環境保全条例施行規則第27条各号に掲げる物質及び同規則第28条各号に掲げる項目のうち、当該指定排水施設が設置されている工場又は事業場から排出される排出水の汚染状態に係る規制基準において定められた物質の種類又は項目について記載すること。
- 2 「排出水の排出方法」の欄には、排水口の位置及び数並びに排出水の排出先を含め記載すること。

別紙 4

排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排出水の量 (m^3 /日)		通常	最大	通常	最大
参考事項					

備考 「排出水の汚染状態」の欄には、埼玉県生活環境保全条例施行規則第27条各号に掲げる物質及び同規則第28条各号に掲げる項目のうち、当該指定排水施設が設置されている工場又は事業場から排出される排出水の汚染状態に係る規制基準において定められた物質の種類又は項目について記載すること。

別紙 5

用水及び排水の系統

[illegible]